

2019年9月13日

欧州タクソノミーに関する技術報告書のパブリックコメント に対するコメント

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会として、2019年6月18日に公表された技術専門家グループ (Technical Expert Group: TEG) による報告書に係るフィードバック募集に対してコメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。

本件が検討されるに当たり、我々は以下のコメントが TEG および欧州委員会 (EC) におけるさらなる作業の助けとなることを期待する。

1. タクソノミーの有用性 (Usability of taxonomy)

<タクソノミー利用における留意点>

- ・ タクソノミーは、それに合致した案件をサポートすることに活用されるべきであり、それに合致しない案件を資金用途とするファイナンスが規制されるなど、何らかのペナライズのために活用されるべきではない。グリーンリストのみが「善」で、その他は「悪」というような風潮にならない配慮が必要。
- ・ タクソノミーに合致した案件の金融上のリスクについては、現時点では十分なデータが蓄積されていない。このため、市場参加者にディスクロージャーを超える規制を課す場合 (例えば、EU タクソノミーに基づいたリスクウェイトの調整を行う場合) には、十分なデータの蓄積と分析を踏まえて慎重な検討を行うべき。
- ・ 更に、EU 域外発行体による資金調達については、現状のタクソノミー基準に合致しないグリーン対象アセットでも、実質的に現状よりも CO₂削減に貢献するアセットであった場合、「各国の経済・産業等の状況を踏まえた削減基準を準拠していれば、グリーンボンドとして認める」旨の例外規定を策定すべき。また、開示プラットフォームで、EU 域外グリーンボンドが EU タクソノミーで定める例外規定を準拠していることが判別できるような金融機関向け開示を実施すべき。

<タクソノミー利用 (開示義務) の見直し>

- ・ 外銀の一定規模の欧州拠点がある、非財務情報開示指令にもとづく開示義務 (法定義務) を適切に遵守するためには、資金の受け手の開示の充実が図られる必要がある。特に、プロジェクトと紐付かないコーポレート融資の場合、正確な開示を行うためには、金融機関に対する開示義務と同時に、投融資先に対する資金用途関連情報の提供義務を課すことが必要と考えられる。具体的

には、一定金額以上の外部調達を行なう投融資先に、資金使途関連情報の提供義務を課すことを提案する。

2. タクソノミーの将来的な発展 (Future development of the taxonomy)

- ・ サステナブルファイナンス推進のため、タクソノミーを策定することは有効であり、上手く機能させることは有意義。本件はEUにおいて適用されるものと理解するが、他法域における検討の前例となり得るだけでなく、直接影響を受ける欧州系金融機関の投融資行動の変化を通じてグローバルな投資・貸出資産のプライシングに影響を及ぼす可能性がある。このような観点を踏まえた検討・制度設計が重要。
- ・ タクソノミーが、国・法域レベルで大きく異なり一貫性に欠けたものとなると、これに依拠する規制・制度が分断される可能性があることを懸念する。
- ・ 一方で、タクソノミーが先進国の基準に沿った過度に厳格で「One size fits all」なものとなると、パリ合意の達成、低炭素社会への移行に向けた各国・法域における柔軟な政策実行を妨げる可能性がある。
- ・ サステナブルファイナンス（タクソノミー）は、純粹にグリーンな経済活動だけではなく、低炭素経済への移行を目指す経済活動を支援するものであるべき。例えば、経済の成熟度が異なる新興市場（開発途上国）が低炭素経済への移行を進めるためには、現状を改善する活動を幅広くタクソノミーに含めることが必要であり、先進国と同等の水準を求めるべきではない。
- ・ 先進国、新興国問わず、グローバルレベルでプリンシプルを共有し、そのうえで、可能な限り調和のとられた「国・地域レベルでのタクソノミー」が、各国固有の実情に合わせたかたちで運用されることを許容するなど、バランスのとれたフレームワークとすべき。
- ・ TCFD 提言はグローバルレベルでのプリンシプルであり、これを各国・法域におけるサステナブルファイナンス推進の基盤と位置付けて活用し、その枠組みに沿ったタクソノミーを策定すべき。
- ・ タクソノミーを過度に詳細かつ prescriptive なものにする、逆にイノベーションを阻害することにもなりかねない。民間の創意工夫を後押しするためにも、フレキシブルな枠組みとし、かつ時流に即した見直しが適宜行われるべき。

以 上